

令和6年11月21日

森町長 太田 康雄 様

森町特別職報酬等審議会

会長 山本 俊康



議会の議員の議員報酬の額について（答申）

令和6年10月3日付けで本審議会に諮問のありました「議会の議員の議員報酬の額」について、審議会を2回開催し、各種関係資料を基に公正かつ慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申します。

1 審議の結果

議員報酬の額は、次のとおりとすることが適当である。

議長 319,000 円

副議長 262,000 円

常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長 250,000 円

議員 241,000 円

2 審議の経過と要旨

審議に当たっては、議員定数等調査特別委員会報告書、全国の類似団体の平均値、人口17,000人規模の平均値等を参考としたほか、一般行政職の給与変動の状況や議員の活動実績、昨今の社会経済情勢等、本町の置かれている状況を十分認識した上で、それぞれの職務と職責に見合った額であるか、その額が町民の理解と納得が得られるものであるかを慎重に審議した。

本町の議員報酬が県内町の議員報酬の平均より低いことを確認し、全国の類似団体の平均値及び人口17,000人規模の平均値の平均の額程度に増額することについて、多くの委員の賛同が得られたため、議員報酬の額については、1のとおりの結論に達した。

3 附帯意見

審議会の中で次の意見が出されたので、答申に当たり、次のとおり付け加える。

- (1) 議員報酬の額について審議するに当たり、議員のなり手不足という課題解決には更なる報酬の増額が必要であるが、町民の理解を得るためには議員定数を減らすこ

ととする意見があった。しかしながら、本審議会は報酬の額について審議することを目的とする審議会であるため、議員定数の適正化については、議員の役割や機能、町の現状や課題、今後の社会経済情勢を十分考慮する中で、議会自らが引き続き検討し、方策決定されたい。

- (2) 町議会の活動が町民に理解され、魅力を感じられるよう、議員及び議会活動の更なる情報発信について併せて検討されたい。具体的には、議員のマニフェストの公表と進捗や結果の広報を併せて検討し、実行されたい。